

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03236

研究課題名(和文) 我が国地理的表示法の基礎的問題に関する研究 社会的評価、類否などについて

研究課題名(英文) Basic Study of Japanese Geographical Indications - reputation similarity

研究代表者

荒木 雅也(araki, masaya)

茨城大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：90451666

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：地理的表示法のいくつかの基礎的な問題を研究対象とした。具体的には、「社会的評価」の意義、いわゆる追加的保護の意義、地理的表示制度における普通名称化の問題などである。

研究の一つの成果として、近年、地理的表示制度における社会的評価の重要性が高まり、品質中立主義につき、これを疑問とする声はほぼ聞かれなくなっていることを確認することができた。

研究成果の概要(英文)：By investigating European literature, some basic problems of geographical indications were studied. In particular, significance of reputation, significance of additional protection and geographical indication genericization. As a result of this research, I was able to conclude that importance of reputation in geographical indication system has increased, and today there is little doubt about quality neutral.

研究分野：法学

キーワード：地理的表示 社会的評価 品質中立主義 追加的保護 普通名称 生産地の画定 EU

## 1. 研究開始当初の背景

我が国では2014年まで包括的な地理的表示制度は導入されていなかったため、地理的表示を研究対象とする研究者は多くはなかった。

また、その研究の多くは、国際協定(TRIPS協定、FTAなど)における地理的表示条項や、EUの地理的表示制度を概括的に分析対象とすることで、地理的表示の制度趣旨や、地理的表示と他の知的財産権との関係(地域団体商標など)を解明することを目的とするものであった。

他方、わが国に先行して地理的表示制度を導入していたEUやインドなどの他、地理的表示制度に対して批判的な立場をとる米国や豪州においては、地理的表示の各種登録要件(品質、社会的評価、結び付きなど)についての解釈、各国の制度の比較、地理的表示の登録・紛争事例などについての分析が、多くの研究者によって展開されていた。

## 2. 研究の目的

2014年に制定された我が国の地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)を運用する上での課題となり得るいくつかの重要な問題について検討することを目的とした。

具体的には、地理的表示登録手続きにおける生産者間の合意形成に係る問題(生産方法や、生産地の画定など)、地理的表示の登録要件の一つである「社会的評価」の意義、誤認のおそれを欠く場合においても保護対象とすること(いわゆる追加的保護)の意義、地理的表示制度における普通名称化についての考え方などについて検討した。

## 3. 研究の方法

登録手続きや登録申請時における問題点については、我が国では登録事例や紛争事例が数少ないため、地理的表示法制定のための国会(第186回国会)の審議の状況や、農林水産省が公表している審査基準などを研究資料とすることで、政策担当者の意向を分析した。

地理的表示の登録要件の解釈などについては、欧州の研究者の論文と、WIPOその他の国際会議における議事録や報告書などを基礎的な研究資料とした。

## 4. 研究成果

### (1) 我が国の地理的表示の登録手続きについて

#### 生産地の画定

農林水産省の審査基準などによれば、申請時に、申請者が、生産地を画定するためには、

1)産物に特性を付与する条件を備えた地域を画定することと、2)生産者間で合意形成が十分に図られていることが求められる。

しかしながら、1)の条件を満たす地域が、生産者間において争いなく受け入れられるとは限らない。つまり、2)の合意を得られるとは限らない。

本研究では、そのような場合について、農林水産省の審査基準などは、申請時における生産活動の分布状況を重視することを示唆しているという見方を示している。

#### 生産方法

本研究では、生産方法の中にノウハウが含まれる場合などの問題点について検討している。

審査基準の考え方によれば、登録申請の際には、申請者は、生産方法を過不足なく公表しなければならないため、これを秘匿することは難しい場合が多いと考えられる。

逆に、秘匿することが認められたとしても、のノウハウが公表されていない以上、これを用いずして生産された産物も地理的表示を用いることができることとなる。よって、ノウハウの扱いについては、生産者間の合意形成が極めて難しいことが予想される。

### (2) 社会的評価の意義

#### 品質中立主義

「社会的評価」についての最も重要な論点は、産地に起因する格別の「品質」が見られない場合であっても、産地に起因する「社会的評価」の存在が肯定されるのであれば、地理的表示として登録・保護できるという考え方(品質中立主義)の是非である。

TRIPS協定制定当初は、品質中立主義を疑問とする声もあった。というのも、この解釈に対しては、地理的表示制度の立法趣旨を潜脱するものであり地理的表示保護の範囲を不当に拡大するおそれがある、地理的表示と商標との相違が曖昧になる、といった批判があったからである。

本研究では、現在では、品質中立主義は一定の批判はあるものの、ほぼ定着していると結論している。その理由は、以下の通りである。

地理的表示の主要な研究者の多くがこれを承認していること。

EUでは、欧州司法裁判所が、品質中立主義を是とする司法判断(2009年のバイエルンビール事件【C-343-07】)を示していること。

EUでは、欧州委員会もまた、各種報告書の中で、品質中立主義を支持することを明言していること。

現実には、品質中立主義にも基づく登録事例が散見されること。

品質中立主義を採用する場合の「結びつ

き」

品質中立主義を採用する場合の難問は、生産地と産物の「結びつき」をどのように把握するか、であるが、本研究では、この点については、産物の歴史に着目することが有益であるという見方を紹介している。

歴史に着目することの利点の一つは、それが適正な生産地画定にもつながることにある。つまり、過去における生産活動の分布状況を把握し、歴史的に見て常に生産が行われていた地域を把握することができれば、生産地画定の上でも有益であると考えられるからである。

#### 国名・非農産物の名称

本研究では、品質中立主義を採用するか否かは、国名や、非農産物を地理的表示保護制度の対象とするか否かの問題にも影響を与えることを確認した。

国名については、品質のみならず、社会的評価もまた、地理的表示保護・登録の独立の要件であるならば、国名が地理的表示たり得るのは当然であるという考え方が、TRIPS 理事会などで示されている。

非農産物についても同様の議論が行われており、特に、EU では、非農産物を地理的表示の保護対象とするための議論が始まっている。

### (3)追加的保護・普通名称化について

#### 追加的保護

本研究では、地理的表示に関する主要な研究者である M・Handler の所説に代表される、追加的保護に関する批判的な見方を紹介している。

すなわち、TRIPS 協定では、22 条において原則として、誤認のおそれがある場合の地理的表示の使用を禁止し、23 条において例外的にワインとスピリッツに関してのみ、誤認のおそれがない場合であっても地理的表示の使用を禁止している（追加的保護）ところ、追加的保護を、ワインとスピリッツのみならず、全ての産物に適用すべしとする主張がある。

この主張につき、M・Handler は、22 条と 23 条のバランスや、消費者利益という観点からは正当化できないと結論する。

しかしながら、地理的表示の普通名称化の阻止という見地からは、追加的保護に正当化の余地があるとも論じている。

#### 普通名称化

本研究は、地理的表示制度の特徴である、「社会的評価」の重視や追加的保護は、産地名・地理的表示の普通名称化の阻止という観点が一定程度反映されていると結論している。

わが国の地理的表示法には見られない制度であるが、リスボン協定や EU の地理的表

示制度には、登録地理的表示の普通名称化を凍結ないしは遮断する仕組みが盛り込まれていることが象徴的である。

いずれにしても地理的表示制度の根底には、地理的表示は商標よりも強力な保護を受けることを当然視する見方が前提となっていると考えられる。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

荒木雅也、地理的表示制度における社会的評価、追加的保護、普通名称、法学会雑誌(首都大学東京/東京都立大学)、査読なし、59 巻 1 号、2018、pp.11-38

荒木雅也、地理的表示と農林水産物・食品の輸出拡大 EU、中国、タイの状況を踏まえて、食品と科学、査読なし、58 巻 3 号、2016、pp. 57-68

荒木雅也、地理的表示(GI)とその活用 - 我が国の歴史、文化、地名の重要性を見直す契機となるか?、食品と科学、査読なし、57 巻 9 号、2015、pp.47-53

〔学会発表〕(計 1 件)

「地理的表示(GI)制度について」一般社団法人 研究産業・産業技術振興協会 2015 年 11 月 10 日

〔図書〕(計 1 件)

荒木雅也ほか、ぎょうせい、「農林漁業の産地ブランド戦略-地理的表示を活用した地域再生」、2015、315

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒木雅也 (ARAKI, Masaya)  
茨城大学・人文社会科学部・教授  
研究者番号：90451666

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )